

# 当社渋沢ダム報告データの改ざんについて(概要)

平成19年 1月10日  
東京電力株式会社

## 【渋沢ダムの概要】

型式: コンクリート重力式ダム  
 堤頂長: 33.750m  
 堤高: 20.700m  
 堤体積: 6,115m<sup>3</sup>  
 ダム竣工年: 昭和30年  
 洪水吐ゲート: 1門  
 (鋼製ローラーゲート高さ:5.80m、幅6.66m)

## 【渋沢ダムの特徴】

- ・立地地点は、冬期には3m以上の積雪を記録する豪雪地帯である。
- ・設備が積雪や凍結の影響を受けやすい。
- ・冬期(12月～4月)における現場出向は陸路では不可能(ヘリコプターによる出向となる)。

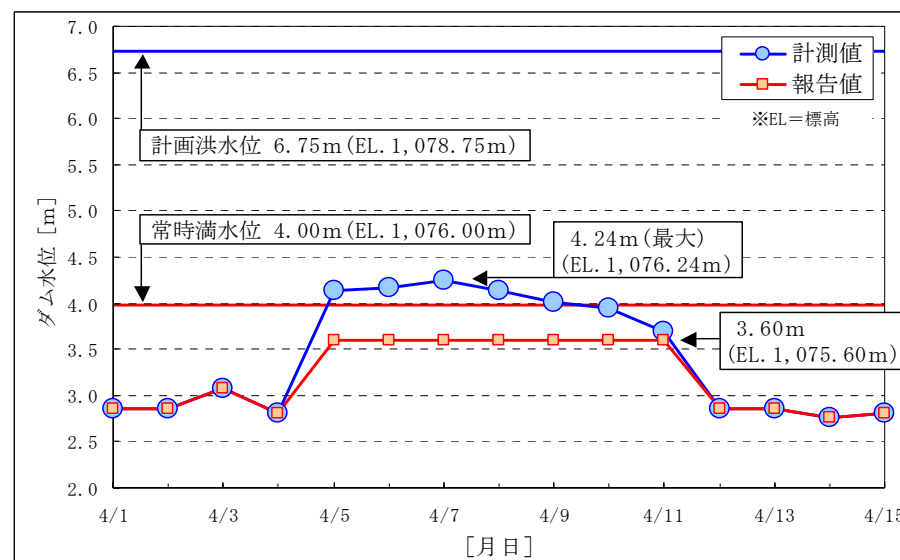
## 【漏水状況に関する報告】

- ・電気事業法に定められた電気関係報告規則において、ダムの漏水状況報告を毎年1回経済産業大臣(旧通商産業大臣)に報告することが定められていた(平成15年度まで。平成16年度以降廃止)。
- ・この報告では、漏水量とあわせて水位も報告することになっていた。
- ・ダム水位については、水位計により毎日自動計測し漏水量の計測結果とともに、報告していた。

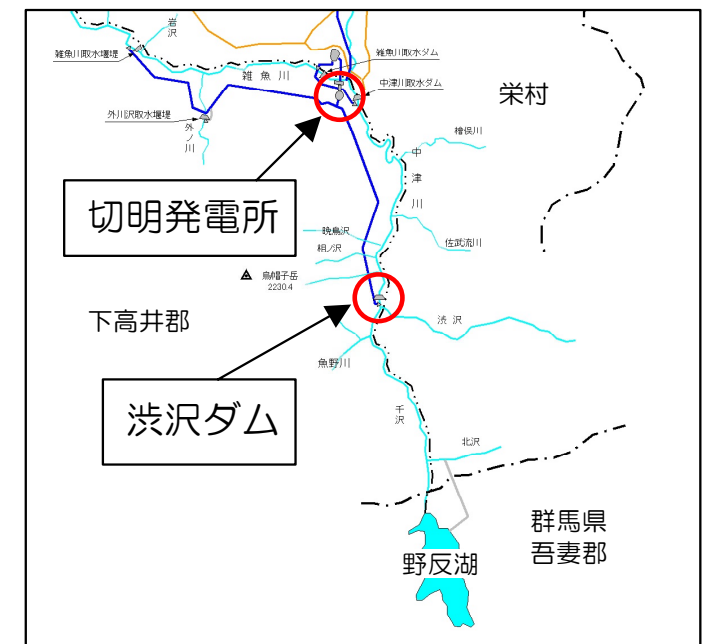
## 【改ざんの概要】

- ・渋沢ダムは、豪雪地帯に位置しており、冬期間は洪水吐きゲートが凍結により動作不能の状態となる。そのため、毎年春先(4月)に、ヘリコプターでの巡視点検に合わせて、冰雪の除去作業を実施し、ゲートを操作可能な状態にしている。
  - ・平成9年は、4月5日から9日までの5日間、降雨等によりダムへの流入量が増加したが、その時点では冰雪除去作業が完了していなかったため洪水吐きゲートからの放流が出来ず、ダムの水位が常時満水位を超え、越流するに至った。
  - ・平成10年1月の報告に際し、報告書データをとりまとめる信濃川電力所の土木部門担当者は、渋沢ダムを管理する信濃川総合制御所から報告された水位データの中に同ダムの常時満水位を超えた値の記載を発見し、渋沢ダムのダム操作規程では洪水時以外に常時満水位を超えて貯留してはならないと規定されていることから「このままではダム操作規程違反となってしまう」と考え、課内の上司に説明したうえで、上記5日間のダム水位データを低位に改ざんするとともに、その後の2日間(10日・11日)についても、常時満水位に近い値であったことからあえて低位の値に改ざんし、本店工務部へ報告した。
  - ・本店工務部は、信濃川電力所からの報告のとおりで、報告書を作成し平成10年1月末に通商産業省(当時)に報告した。
- ※渋沢ダムは、出水時には洪水吐きゲートからの放流に加えて越流によっても放流ができる構造となっている。  
 ※今回の調査の結果、ダム操作規程に抵触する行為は、「(洪水時以外)洪水吐きゲートから放流させる前に越流させること」(昨年12月20日報告時の記載)ではなく、「洪水時以外に常時満水位を超えて貯留すること」であった。

## 【ダム越流時の漏水状況報告(調整池水位)】



渋沢ダム外観



地図



洪水吐きゲート凍結写真(平成7年度):正面より撮影

## 【ダムの安全性について】

- ・渋沢ダムは、ダムの堤頂全体を洪水が流れるタイプ(全面越流方式)のダムである。また、越流時にダムの安全性が確保される水位は常時満水位から2.75m(計画洪水水位)以内であるが、今回越流した水位は最大で24cmである。したがって、越流の影響によるダムの安全性については問題ない。
- ・また、冬期間(12月～4月)における至近10か年の最大流入量は51.2m<sup>3</sup>/sであり、ダム越流部の放流能力252.5m<sup>3</sup>/s(越流時の常時満水位からの水位2.75m)を超える可能性は極めて低いことから、凍結等により洪水吐ゲートが動作不能となっても、ダムの安全性は確保されると考える。

## 【今後の対応】

- ・本件に関する再発防止対策については、昨年12月20日に公表した水力発電設備に係る不適切な取扱い事例とあわせて、平成19年1月24日までに経済産業省原子力安全・保安院に報告する予定。
- ・安全性に問題はないと考えるが、今後も引き続き巡視・点検により安全性を確認していく。
- ・洪水吐きゲートが積雪により動作不能の状態にある時に常時満水位を超える水位上昇となった場合の対応について、今後、河川管理者と協議していく。
- ・当面の対策として、洪水吐きゲートの冰雪除去を前倒しで実施できるよう検討していく。